

6 環境騒音の状況

1 目的

騒音規制法第 21 条の 2 の規定に基づき、道路に面する地域以外の一般地域における騒音について、環境基準の達成状況を把握するため、測定を実施しました。

2 測定期間 : 令和 2 年 5 月～10 月

3 測定地点(表 - 1 参照)

道路に面する地域以外の一般地域(騒音に係る環境基準の類型指定地域内)において、平、小名浜、勿来等の地区を代表する 10 地点を選定しました。

4 測定結果の概要

測定結果は、表 - 1 に示すとおりです。すべての地点で昼夜間ともに環境基準を達成しました。

表 - 1 測定地点及び結果

(単位: デシベル)

No.	測定地点	用途地域	類型	測定結果		環境基準	
				昼間	夜間	昼間	夜間
1	中央台鹿島 1 丁目地内 (大気汚染常時監視局(中央台局))	第 1 種低層住居専用地域	A	47	44	55	45
2	平豊間字洞地内 (豊間公民館)	市街化調整区域	B	45	41		
3	平中神谷字籠田地内 (神谷公民館)	市街化調整区域	B	47	43		
4	小名浜大原字六反田地内 (環境監視センター)	第 1 種住居地域	B	46	38		
5	渡辺町田部字深町地内 (渡辺公民館)	市街化調整区域	B	46	39		
6	小名浜字中原地内 (大気汚染常時監視局(中原局))	工業地域	C	58	47	60	50
7	金山町朝日台地内 (大気汚染常時監視局(金山局))	市街化調整区域	B	47	41	55	45
8	錦町重殿地内 (大気汚染常時監視局(上中田局))	準工業地域	C	47	43	60	50
9	内郷高坂町四方木田地内 (保健所)	第 1 種住居地域	B	46	40	55	45
10	常磐藤原町大畑地内 (藤原公民館)	市街化調整区域	B	45	39		

(注) 1 用途地域とは、都市計画法に定める用途地域を示します。

2 類型とは、騒音に係る環境基準の類型を示します。

3 昼間とは午前 6 時から午後 10 時まで、夜間とは午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間帯を示します。